

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境影響評価に関する公聴会の状況

日 時：平成31年4月20日（土）

午後1時から午後1時15分まで

場 所：豊橋市高師台地区市民館 大集会室  
豊橋市西幸町字浜池332-2

公述人：1名

公述人が述べた意見の要旨

（あらかじめ公述人から提出のあった意見書を職員が朗読）

1. 『「豊橋市資源化センター」は、1・2号炉が平成14年度から稼働、今後5年で稼働20年以上となる。3号炉は平成3年度から稼働、稼働20年以上となっている。「田原リサイクルセンター」は、PFI事業、平成17年度から稼働。』とあるが、あまりにも稼働年数が短すぎ、税金の無駄遣いとなる。
2. 『年間のごみ焼却処理量は、過去の実績と、将来のごみ減量・資源化の推進や人口の減少を考慮して推計した。』とあるが、それらの根拠がどこにも記載されていない。将来の人口減少は認めながら、その具体的な人口推計がなく、科学性を重んじる環境影響評価準備書としては落第である。明確な計画処理量の根拠を示すべきである。
3. 公害防止基準値で、SO<sub>x</sub>は、既存施設が25、50ppmに対し、20ppmに、ばいじんも0.02、0.05g/m<sup>3</sup>Nを0.01g/m<sup>3</sup>Nに、水銀も50μg/m<sup>3</sup>Nを30μg/m<sup>3</sup>Nに減少させている。しかし、NO<sub>x</sub>は50、60ppmを50ppmと同程度であり、塩化水素も40、49ppmを40ppm、ダイオキシン類も0.01、0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nを0.01ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nと同程度のまま、という理由を明確にすべきである。  
また、新設で日平均排水量が20m<sup>3</sup>以上であれば、水質汚濁防止法の上乗せ基準値が適用されるので、それが判断できるように、日平均排水量を追記すべきである。
4. 給排水計画で、『プラント系排水及び生活系排水は、浜田川に放流する』、『雨水は、現在と同様に調整池を経由して、比留茂川に放流する』とあるが、

ごみ焼却施設の場内雨水は予想外に汚れており、有害物質で汚染されている場合もあるため、プラント系排水と同様に処理し、既設の放流管で浜田川に放流すること。

5①. 大気質の工事中で『必要に応じて工事区域の出口にタイヤ洗浄装置を設置する。』とあるが、『必要に応じて』は削除すべきである。

大気の評価結果（工事の実施）で『粉じんについてもタイヤ洗浄を実施することから、環境への影響の程度は小さいと判断する。』は、間違い。

5②. 大気質の工事中で『運搬車両については、低公害車の使用に努める。』とあるが、低公害車の定義を明らかにした上で、『低公害車を使用させる。』と修正し、仕様書等で明記すべき。

5③. 日照阻害の供用時で『建築物は、日照阻害の影響に配慮し、配置、形状等を検討する。』とあるが、建設設計画では『計画施設の建築物等の形状及び配置については、日影規制を考慮した上で』とあり、食い違っている。『日影規制を考慮』しただけの配置図では、環境配慮事項に反している。

5④. 温室効果ガスの工事中で『資材等の運搬車両、建設機械については、低燃費車等の使用に努める』とあるが、大気質では『資材等の運搬車両については、低公害車の使用に努める。』とあることと表現が異なる。

6①. 土壤について、『計画施設予定地で調査するとしているが、既存施設の敷地内においても土壤汚染の状況を適切に把握すること。』とあり、事業者見解は、『既存施設の敷地内については、現在施設が稼働中であることから、安全面等から土壤採取は困難です。なお、解体工事に際しては、土壤汚染対策法に基づく調査を行った上で、調査結果を踏まえて解体計画を立案し、解体工事を実施します。』とある。既存施設の敷地内の緑地等があるはずであり、土壤汚染の状況を概括的に把握するため、知事意見に従い、今からでも調査すべきである。

6②土壤について、『現地調査について、掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を適切に設定すること。』とあり、事業者は、『現在の土地利用となる以前は、樹林や耕作地であり、工場等の存在は確認されなかったので、原地盤は土壤汚染のおそれがないと考え、表層のみ調査を実施しました。』と、これも知事意見を無視している。知事意見どおり、掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を適切に設定する必要がある。

7. 資材等の搬入及び搬出、廃棄物等の搬入及び搬出の予測条件で、『走行速

度は、現地調査結果から両地点とも 50km/時とした。』とあるが、規制速度が 50km/h なら予測には排出係数が大きくなる 40km/h を用いるのが安全側で妥当である。

8. 低周波音の予測結果で、『G 特性音圧レベルの予測結果は 82 デシベルとなり、手引書の、心身に係る苦情に関する参考値 92 デシベルを下回ると予測する。』とあるが、手引書の部分的な引用による不十分な評価である。
9. 騒音（資材等の搬入及び搬出）の予測条件は、現地調査結果も参考に規制速度よりも 10km/h 程度高めに設定すべきである。
10. 騒音（建設機械の稼働等）で、予測対象時期は『工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期』としているが、騒音は、距離による減衰効果が大きいため、大きな発生源が敷地境界線に近い場合も予測時期とすべきである。  
振動（建設機械の稼働等）で、予測対象時期は『工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期』としているが、振動も、距離による減衰効果が大きいため、遠くの発生源はあまり影響しない。近くにどれだけ大きな発生源があるかが決定的となるため、大きな発生源が敷地境界線に近い場合も予測時期とすべきである。
11. 騒音の評価で、『建設機械の稼働に伴う騒音は、低騒音型建設機械の使用に努め、工事区域境界に仮囲いの設置等を行うことにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。』とあるが、事業計画策定時の環境配慮事項では、『建設機械は、低騒音型建設機械を使用する』としてある。事業計画策定時の環境配慮事項を厳格に実行すべきである。
12. 水質の評価（工事）で、水素イオン濃度について『公共用水域に放流することから、環境影響の程度が小さいと判断する。』とあるが、『排水基準内になることを適宜確認』という措置がどこにもない。事業計画策定時の環境配慮事項では『工事中の排水は、沈砂槽の設置等により濁水対策を実施した上で公共用水域に放流する。』だけであり、中和処理等を行う必要性はどのように判断するのか、水素イオン濃度の測定場所、頻度、判断基準を明記すべきである。
13. 土壤の環境保全措置として『発生土を事業実施区域外に搬出する場合は、受け入れ先の受け入れ基準との適合を確認する』とあるが、廃棄物の予測では残土量は約 121,000m<sup>3</sup> と予測する。発生土 143,000m<sup>3</sup> の 85% の残土 121,000m<sup>3</sup> を場外へ持ち出す計画もあるため、持ち出すまでの保管場所、保管

方法、土壤検査内容、場外での再利用先、利用方法、適正処分する場合の処分先、処分方法などを早い時期に公表すべきである。

14. 日照阻害の予測方法が、『影の到達位置（予測高さ）については、日影規制の対象となる平均地盤面+4 mとした。』とあるが、日影規制の対象の平均地盤面+4 mでは、法律を守っているかどうかを判断するだけであり、環境影響評価をする意味がない。この地域は農業が盛んであり、畑の野菜にとっては日照が非常に大切であるため、高さ4 mではなく、地表面での予測・評価を行うべきである。また、平均地盤面ではなく、標高を加味した実際の地表面での予測を行うべきである。

時間の制約で、十分な説明ができなかつたので、文書を提出するので、発言を補強していただきたい。

[当該文書は、意見書に添えられた資料]